

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が、平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険資格取得確認処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社A（以下「事業所」という。）を離職した。安定所長は、同日、労働局から、事業所に雇用保険未加入の従業員がいる旨の情報提供を受けたことを契機に、事業所に携わる労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）に対して労働者の状況を提供するよう依頼をした。
- 2 安定所長は、平成〇年〇月〇日、事務組合を通じて提出された事業所のタイムカード及び賃金台帳から、請求人が雇用保険に未加入であるか否かについて確認した上で、請求人が雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第4条所定の被保険者であると認めた。
- 3 安定所長は、平成〇年〇月〇日、事務組合を通じて事業主に対し雇用保険加入の是正指導を行い、請求人に係る雇用保険の取得届を受理した上で、請求人が同月〇日に雇用保険の被保険者資格を取得した旨の雇用保険の取得処理（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 本件は、請求人が、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

安定所長が、平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、前記第3の1(略)のとおり主張するが、決定書理由に説示するとおり、法第6条によれば、適用事業に雇用される労働者(ただし、同条各号に該当する者を除く。)は、雇用保険制度に強制加入となるものであり、また、法第9条における職権による確認は、法所定の要件に該当する事実がある限り、請求人の意思や生活状況にかかわらず、必ず行われるものである。

したがって、請求人の主張は採用することができず、本件処分は法令に基づく妥当なものであると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。